



熊本県公報

第13564号
令和8年(2026年)
8月25日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（苓北町加入区）	（団体支援課） 1
○保安林の指定に関する予定	（森林保全課） 1
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ） 2
○保安林の指定に関する予定	（ 〃 ） 2
○道路の区域変更	（道路保全課） 2
公 告	
○令和8年二級建築士試験の実施の変更	（建築課） 3
○農用地利用集積等促進計画の認可	（担い手支援課） 3
○農用地利用集積等促進計画の認可	（ 〃 ） 4
登 載 依 頼	
○熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（令和8年度（2026年度）導入分）の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等	（警察本部情報管理課） 5
○熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（令和8年度（2026年度）導入分）の賃貸借に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ） 6
○令和8年度（2026年度）第1回熊本県私立学校審議会の開催	（私立学校審議会） 10
○熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	（企業局総務経営課） 11

告 示

熊本県告示第611号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。
なお、令和8年（2026年）8月25日から令和8年（2026年）9月8日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
令和8年（2026年）8月25日

熊本県知事 木 村 敬			
加入区の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合	縦覧場所
苓北町加入区	天草郡苓北町富岡2581番地	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合
	太田 剛		
	天草郡苓北町富岡2108番地2		
	福田 裕介		
	天草郡苓北町富岡3030番地1		
	福島 築廣		

熊本県告示第612号
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和8年（2026年）8月25日

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字鬼石ヶ迫1314番1（

熊本県知事 木 村 敬

次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第613号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和8年(2026年)8月25日

熊本県知事 木 村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字宮浦字大久保289番1、291番2、292番1、293番、294番、294番1、294番2、295番1、295番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保289番1・291番2・292番1・293番・294番・294番1・294番2・295番1・295番2(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第614号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和8年(2026年)8月25日

熊本県知事 木 村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字田浦字合戦場32番、48番2、48番3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字合戦場48番3(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第615号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年(2026年)8月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)8月25日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	3 2 4 号	天草郡苓北町志岐字中通 2 5 5 番 3 地先から 同所	前	17.3 ～ 39.2	153.2	やさしい 道づくり 事業
		3 8 4 番 5 地先まで	後	17.3 ～ 39.2	153.2	

2 区域を変更する期日 令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 2 5 日

公 告

熊本県公告第 4 7 5 号
令和 8 年（2 0 2 6 年）3 月 3 日熊本県公告第 1 1 6 号で公告した令和 8 年（2 0 2 6 年）二級建築士試験について、試験場所を次のとおり変更する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 2 5 日

熊本県知事 木 村 敬

変更前	変更後
3 試験場所 (2) 設計製図の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目 1 番 1 号	3 試験場所 (2) 設計製図の試験 熊本学園大学 熊本市中央区大江二丁目 5 番 1 号

熊本県公告第 4 7 6 号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 2 5 日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定 等を行う者		賃借権の設定等を受け る者		農地中間管理権の設定等及び 賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
谷口 公臣	宇土市	谷口 邦博	宇土市	宇土市花園町字碓塚 2 4 - 1
中島 哲雄	長洲町	福島 力男	長洲町	玉名郡長洲町大字宮野字立野 1 8 5 6 - 1
中島 哲雄	長洲町	島川 俊	長洲町	玉名郡長洲町大字宮野字新谷 4 8 5 - 1 ほか 1 筆
本田 尚美	長洲町	児玉 直美	長洲町	玉名郡長洲町大字折崎字内牟田 1 7 5 1 ほか 4 筆
上杉 弘	長洲町	宮本 静子	長洲町	玉名郡長洲町大字長洲字内牟田 4 2 6
前川 麗子	熊本市	島川 俊	長洲町	玉名郡長洲町大字高浜字澁ノ上 1 5 4 8
赤木 正美	熊本市	福山 仁	南関町	玉名郡南関町大字小原字松ケ下 8 8 5 - 1
橋本 テル子	福岡県 みやま 市	福本 巧	南関町	玉名郡南関町大字関下字東白毛 原 7 3 5

2 認可年月日
令和 8 年（2026 年）8 月 1 3 日

熊本県公告第 4 7 7 号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。
令和 8 年（2026 年）8 月 2 5 日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
島田 幸子	あさぎり町	種村 孝典	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上東字水吐 1 1 6 9 ほか 1 筆
高田 靖子 （亡）高田 欽一	あさぎり町	井手 憲一郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上南字新永里 3 4 0－1 ほか 5 筆
若杉 須賀子	あさぎり町	宮原 國安	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字新別府 2 4 4－2 ほか 1 筆
恒松 和子	あさぎり町	高田 博	あさぎり町	球磨郡あさぎり町須恵字中尾 1 4 1 3－1 ほか 1 筆
谷山 和子	あさぎり町	上村 哲夫	あさぎり町	球磨郡あさぎり町深田北字上田頭 1 8 4 ほか 1 筆
若林 茂	あさぎり町	中村 金一	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字清水 1 7 6－4 ほか 1 筆
若林 茂 （亡）若林 昭子	あさぎり町	中村 金一	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字清水 1 6 5－4 ほか 1 筆
若林 茂	あさぎり町	井上 茂	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字清水 1 7 6－3 ほか 3 筆
若林 茂 （亡）若林 昭子	あさぎり町	井上 茂	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字清水 1 7 6－5
高田 正介	あさぎり町	養田 真幸	あさぎり町	球磨郡あさぎり町深田東字田頭 1 7 4 5－1
椎葉 恵美子	あさぎり町	村田 基行	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原南字新斉堂 1 7 6
田中 栄三 （亡）田中 大二郎	あさぎり町	村田 基行	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原南字新斉堂 1 7 8 ほか 1 筆
中村 隆史	相良村	有限会社大王牧場	人吉市	球磨郡相良村大字深水字宮ノ前 1 9 7 3
中村 真二	相良村	有限会社大王牧場	人吉市	球磨郡相良村大字深水字宮ノ前 1 9 8 2 ほか 1 筆
友田 サナエ	人吉市	尾方 伸輔	相良村	球磨郡相良村大字川辺字上廻 4 4 9 9－1 ほか 1 筆
岩本 慎之介	相良村	綱木 哲郎	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字蔵城 2 5 2 2－1

前田 美代	相良村	加江 裕二	相良村	球磨郡相良村大字川辺字西田 5 6 2 8
五家 浩司 (亡) 五家 勲	多良木 町	五家 重則	多良木 町	球磨郡多良木町大字黒肥地字下 廣木原 5 0 5 7 - 1 ほか 2 筆
土肥 ちよ子	多良木 町	中村 怜滋	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字牛 島 2 5 0 8 ほか 1 筆
黒木 修馬	多良木 町	山本 一喜	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字八 日市 2 2 4 3
酒井 トリミ	あさぎ り町	吉永 宏市郎	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字牛 島 3 5 0 4 - 1
吉村 眞由美	多良木 町	西 俊英	多良木 町	球磨郡多良木町大字黒肥地字上 永野 6 4 4 0 ほか 3 筆
源島 祥司	多良木 町	西 俊英	多良木 町	球磨郡多良木町大字黒肥地字上 永野 6 4 4 7 - 1 ほか 7 筆
矢立 堅次	多良木 町	矢立 悟	多良木 町	球磨郡多良木町大字黒肥地字沖 ノ田 3 5 5 1 ほか 4 1 筆
松浦 正昇	多良木 町	松浦 栄一	多良木 町	球磨郡多良木町大字久米字石原 4 2 9 ほか 2 0 筆
林田 一男	熊本市	上田 信一郎	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字浦 田 8 9 1 - 1
川崎 静子 (亡) 川崎 一孝	あさぎ り町	源嶋 泰郁	多良木 町	球磨郡多良木町大字黒肥地字尾 崎 1 5 7 7 - 1
黒木 敬博 (亡) 黒木 義光	湯前町	平川 慎吾	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字下 仁原 1 7 6 3 - 3
黒木 公敏	茨城県 つくば 市	平川 慎吾	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字下 仁原 1 7 6 3 - 4

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
椎葉 智章	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字園川 1 2 1 0 - 3 ほか 6 筆
野島 太郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野 8
石川 嘉邦	あさぎり町	球磨郡あさぎり町須恵字寺池 5 5 7 2 - 1
吉開 勇一	人吉市	人吉市下田代町字春口 1 4 2 6 - 1
杉下 政一	人吉市	人吉市上漆田町字石原 4 3 1 7

2 認可年月日
令和 8 年 (2 0 2 6 年) 8 月 1 7 日

登 載 依 頼

熊本県警察本部告示第 1 3 号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3
7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参

加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年(2026年)8月25日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

1 競争入札に付する事項

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和8年度(2026年度)導入分)の賃貸借

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)9月7日(月)午後3時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和11年(2029年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和10年(2028年)9月1日から令和10年(2028年)10月31日(熊本県の休日を含める(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第77号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)8月25日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和8年度(2026年度)導入分)の賃貸借

(2) 借入物品及び数量

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 一式

(3) 業務に係る発注・入札・契約担当部局

熊本県警察本部警務部情報管理課ICT・DX推進室システム運用係(熊本県庁警察棟4階)

郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 業務に係る入札事務部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2580

(5) 借入物品の規格、品質等

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和8年度(2026年度)導入分)の賃貸借に係る要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(6) 契約締結

契約締結の日から令和14年(2032年)12月31日(金)まで

(7) 借入期間

令和9年(2027年)4月1日(木)から令和14年(2032年)12月31日(金)まで

(8) 納入期限

令和9年(2027年)3月31日(水)まで

- (9) 納入場所
仕様書のとおりとする。
- (10) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入金とする。見積に当たっては、69月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするのことで、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (13) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合、また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要な場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和8年(2026年)9月7日(月)午後3時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等の取得
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。
提出する場合は、アの受付期間内とする。
- (2) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (3) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を令和8年(2026年)9月14日(月)午後5時までに1(3)の発注・入札・契約担当部局に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除

- 条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- (7) 会社として、次に掲げる資格等を有していること。
- ア ISO9001の認定を取得していること。
- イ ISO/IEC27001認証（国際基準）又は、JISQ27001認証（日本産業標準）のいずれかを取得していること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2(3)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(3)に係る機能等証明書技術審査結果通知書
- ウ 2(6)に係る役員等一覧
- エ 2(7)に係る登録証等の写し
- (2) 提出方法
- 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を書面(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
- 公告の日から令和8年（2026年）10月2日（金）午後3時まで
- (4) 提出先
- 1(4)の入札事務局
- (5) 確認結果の通知
- 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
- 1(3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）10月2日（金）午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
- 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）10月20日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
- 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年（2026年）10月19日（月）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和8年（2026年）10月20日（火）午前10時
- (イ) 場所 1(4)の入札事務局
- (ウ) 入札書の提出方法
- くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年（2026年）10月19日（月）（必着）までに1(4)の入札事務局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
- 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1 回目の開札時刻の 1 時間後に設定する。電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号（第 3 号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札
カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を 1 (4) の入札事務局を窓口として 1 (3) の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は 4 (3) イ (7) の日時までとする。
1 (3) の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額の単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日をも定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（69 月）を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3) の申出期限
イ 提出場所 1 (3) の発注・入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達法は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に關すること。

熊本県警察本部警務部情報管理課 I C T ・ D X 推進室システム運用係

電話番号 096-381-0110（内線2445）

ファックス番号 096-381-2048

イ 競争入札参加資格審査申請に關すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に關すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に關すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name of Items Leased and Quantity :

A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police

(2) Date and Place for tender :

Date:October 20th 2026,10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(2445)

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県私立学校審議会公告第1号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

令和8年（2026年）8月25日

熊本県私立学校審議会

1 開催日時

令和8年（2026年）9月3日（木）

午後3時15分から午後5時15分まで（予定）

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館5階審議会室

3 議題

【諮問事項】

くまもと清陵高等学校の学則変更認可について（公開）

勇志国際高等学校の学則変更認可について（公開）

中学校の定員変更に伴う学則変更認可について（非公開の見込み）

高等学校の定員変更に伴う学則変更認可について（非公開の見込み）

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部総務私学局私学振興課）

電話 096-333-2064（私学運営支援班）

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公営企業管理規程第 7 号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

熊本県企業局職員就業規程（昭和 3 8 年熊本県電気事業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の別表第 4 の 2 項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。